

4 県が指定する業種の地域振興産業で対象となる市町村への立地

都市計画法第34条第14号開発審査会提案基準26

地域産業の振興に寄与すると認められる地域振興産業の工場で、一定の要件を満たすものについては、立地の可能性あり（下記一覧表に掲げる業種の工場を対象市町村に立地しようとする場合、敷地が①又は②の区域内であることが必要）

地域振興産業の工場

同一大字

地域振興産業の工場

隣接大字



- ①同業種の工場が市街化調整区域内に複数立地する大字と同一大字

※同業種の工場とは、下記一覧表の「業種の内容」欄の同一枠内に入る業種の工場をいう
※敷地面積は5,000m²以下

- ②同業種の工場が市街化調整区域内に複数立地する大字の隣接大字

県が指定する地域振興産業の工場の対象業種及び対象市町村一覧

伝統型産業

日本標準産業分類(最新版 平成25年10月版)ハザード

対象業種

業種の内容

対象市町村

製材	製材業、木製品製造業のうち一般製材業	天理市、橿原市、桜井市、五條市、宇陀市、吉野町、大淀町
集成材	造作材・合板・建築用組立材料製造業のうち集成材製造業	桜井市、五條市、吉野町、大淀町、下市町
靴下	その他の衣服・繊維製身の回り品製造業のうち靴下製造業	大和高田市、御所市、香芝市、葛城市、広陵町
靴下仕上	染色整理業のうち靴下仕上業	大和高田市、香芝市、広陵町
織物	織物業	広陵町
ニット	ニット生地製造業	大和高田市、橿原市
	ニット製外衣・シャツ製造業	大和高田市、大和郡山市、橿原市、御所市、葛城市、広陵町
縫製	下着類製造業及びその他の衣服・繊維製身の回り品製造業のうちニット製下着製造業、ニット製寝着類製造業、補整着製造業、手袋製造業	橿原市、田原本町
	織物製(不織布製及びレース製を含む)外衣・シャツ製造業(和式を除く)	大和郡山市、橿原市、田原本町
紳士靴	革製履物製造業のうち紳士靴及び婦人靴製造業	大和郡山市
製薬	医薬品製造業	橿原市、御所市、高取町
プラスチック	プラスチックフィルム・シート・床材合成皮革製造業	橿原市
	工業用プラスチック製品製造業及びその他のプラスチック製品製造業	大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、五條市、御所市、香芝市、葛城市、三宅町、田原本町、広陵町
皮鉢・服飾品	装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業のうちボタン製造業及び服飾品製造業	大和高田市、橿原市、桜井市、生駒市、川西町
素麺	その他の食料品製造業のうちそうめん製造業	桜井市
金剛砂・研磨布紙	研磨材・同製品製造業	香芝市
箸	その他の木製品製造業のうち箸製造業	吉野町、下市町
セーム皮・毛皮	その他の衣服・繊維製身の回り品製造業、なめし革製造業、革製手袋製造業、かばん製造業、袋物製造業、毛皮製造業及びその他のなめし革製品製造業のうちなめし革製造業、毛皮製造業、毛皮革製品、同材料及び付属品製造業	宇陀市
	ゴム製・プラスチック製履物・同付属品製造業及び革製履物製造業のうち	
スポーツシューズ	ゴム製・プラスチック製履物・同付属品製造業及び革製履物製造業のうち	三宅町
グローブ・ミット	がん具・運動用具製造業及び革製手袋製造業のうち野球用グローブ・ミット等	桜井市、三宅町、河合町
	製造業及び同付属品製造業	
ヘッップサンダル	ゴム製・プラスチック製履物・同付属品製造業及び革製履物製造業のうち	御所市、三郷町、上牧町
軽装履	ゴム製・プラスチック製履物・同付属品製造業のうち軽装履製造業及び	三郷町
竹製品	その他の木製品製造業のうち茶筌、茶道具、編み針製造業	生駒市

地域産業

機械金属	鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業、輸送用機械器具製造業、精密機械器具製造業	大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、上牧町、王寺町、広陵町
------	---	--

地域特有の産業

葛(くず)	その他の食料品製造業のうち葛製造業	御所市
桐材製品	その他の木製品製造業のうち桐材製品(家具・下駄箱・箱等)製造業	御所市